

平成23年2月17日
中国四国管区行政評価局

行政苦情救済推進会議の検討結果を踏まえ、「ホームヘルパー2級講習を受講している雇用保険受給資格者の失業認定日の変更」について広島労働局にあっせん

【あっせん内容】－失業認定日の変更の取扱いの対象範囲の拡大についての厚生労働省への照会及び現行の取扱いについての周知徹底－

広島労働局は、雇用保険受給資格者の雇用就業の支援・促進のため、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 厚生労働省に対し、雇用保険受給資格者が地域SP事業等ホームヘルパー2級講習の受講中であっても公共職業安定所に連絡等することにより通達中の「職業に就くためその他やむを得ない理由」に含める取扱いとすることの是非について照会すること
- ② 当該講習を実施する団体や雇用保険受給資格者に対し、雇用保険受給中に当該講習を受講する旨を事前に公共職業安定所に連絡し、公共職業安定所から受講指導を受けたものであれば失業認定日の変更の取扱いができることについて、周知徹底を行うこと

(注)「地域SP事業」は「シニアワークプログラム地域事業」の略称

【本件のきっかけとなった行政相談】

雇用関係団体が広島労働局から委託を受けて実施しているホームヘルパー2級の養成講習は、受講期間が21日(130時間)と長く、遅刻するとその日の講習が受けられず別途補講を受けなければならなくなるなど厳格な管理が行われている。

講習の受講者には雇用保険を受給しつつ求職活動を行っている者も多く含まれており、これらの者は定期的に公共職業安定所(以下「安定所」という。)に出向いて失業認定を受ける必要があるが、講習の受講を理由とする失業認定日(以下「認定日」という。)の変更は認められていないため、認定日と講習日とが重なった場合には講習を休まざるを得ないこともあり、資格取得の支障となっている。

通常、雇用保険を受給している受講者は、就職するためにホームヘルパー2級の資格を取得しようとしている者であることから、講習を受講する場合は認定日を変更できるようにしてほしい。



【制度の概要等】

1 雇用保険受給資格者の失業認定日の変更についての取扱い

- ① 雇用保険受給資格者が基本手当の支給を受けようとする場合には、その者の住所又は居所を管轄する安定所に求職申込を行った上で、原則として4週間に1回ずつ安定所に出向いて失業の認定（求職活動を行っていること及び失業状態にあることの確認）を受けなければならないとされている。
- ② ただし、受給資格者が安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合や、その他厚生労働省令で定める雇用保険受給資格者に該当する場合で「職業に就くためその他やむを得ない理由」のため所定の認定日に安定所に出頭できない場合には雇用保険受給資格者の申出により安定所長が認定日を変更できるとされている。この理由に該当する具体的な内容については、通達において、就職する場合、求人者と面接する場合、安定所の指導により各種講習を受講する場合、各種国家試験等の資格試験を受験する場合等が列挙されている。
- ③ 広島労働局では、安定所の指導により各種講習を受講する場合について、「ホームヘルパー2級講習に限らず、各種講習の受講を希望する雇用保険受給資格者が、受講前に安定所に連絡を行った上で、職業相談などを踏まえて安定所が受講の必要性を認めて受講を指導したものであれば、認定日の変更が認められる。」としている。
- ④ なお、通達では、「職業に就くためその他やむを得ない理由」として列挙されている以外の理由で認定日を変更することが適当であると考えられるものについては、その事例が生じた都度、本省に照会を行う取扱いをすることとされている。



【現況等】

1 ホームヘルパー2級講習の内容等

ホームヘルパー2級講習は、厚生労働省が定めたカリキュラムに基づき、計130時間（講義58時間、演習42時間、実習30時間）の研修時間が必要とされており、広島県では研修時間数の1割の範囲内（講義・演習100時間の1割の10時間以内）しか補講を認めない取扱いをしている。ホームヘルパー2級講習の1日当たりの受講時間は概ね7時間であることから、講習を1日半程度欠席すると資格取得ができなくなる。

また、補講についても、他の指定介護員養成研修事業者の受講定員に空きがないと受入れが行われない、欠席したカリキュラムの内容に適合する補講が随時行われていないなど補講先を探すことが難しい場合、別途補講の費用も必要となる場合もある。

2 地域SP事業等によるホームヘルパー2級講習の実施状況等

① 今回の申出事案に係るホームヘルパー2級講習は、広島労働局が社団法人広島県シルバー人材センター連合会（以下「シルバー人材センター」という。）に事業委託している地域SP事業の技能講習として行われているものであり、高齢者（主として60歳代前半）の雇用・就業機会の確保促進を目的としている公的事业である。この講習の申込みはシルバー人材センターのほか安定所でも受け付けており、講習終了後には安定所の協力の下で就業のための合同面接会が開催されることもある。

② 広島県内における平成21年度の地域SP事業（ホームヘルパー2級講習）の受講者をみると、184人中61人（33.1パーセント）が雇用保険受給資格者であり、講習は概ね2か月（受講日数21日）の長期にわたって実施され、認定日は安定所によって最初の求職申込日から4週間ごとに指定されることから、受講日と認定日が重複する可能性がある。

- ③ シルバー人材センター以外でホームヘルパー２級講習を実施している指定介護員養成研修事業者の中から２事業者を抽出（以下「抽出２事業者」という。）して調査したところ、抽出２事業者とも、認定日と講習日が重なった場合の対応について受講者から相談等を受けた経験があるとしている。
- ④ シルバー人材センター及び抽出２事業者のうち１事業者は、講習の欠席者に対する補講を行っていない。

3 今回の申出事案について

広島労働局では、今回申出のあった地域SP事業等によるホームヘルパー２級講習事案について、「講習の受講前に安定所へ連絡し、職業相談などを踏まえて安定所が受講の必要性を認めて受講指導したものであればその後の認定日の変更ができたものであるが、自らの判断により受講したものであるために認定日の変更が行えないものである。」と述べているが、今回調査したホームヘルパー２級講習を実施しているシルバー人材センター（広島労働局の委託事業により実施）及び抽出２事業者の計３事業者では、「雇用保険受給資格者が講習の受講前に安定所に連絡を行い、職業相談などを踏まえて安定所の受講指導があればその後の認定日の変更が認められるケースがある。」ことについて、いずれも安定所からの説明等がないこともあって承知しておらず、うち１事業者は講習実施前の説明会等において受講者に対し講習の受講を理由とする認定日の変更は認められない旨の注意喚起を行っている。

総務省 中国四国管区行政評価局



(本件照会先)
首席行政相談官室
電 話：082-228-6174
F A X：082-228-4955